

**2020年臨床高血圧フォーラム及び日本高血圧学会総会の開催延期
に伴う指導医認定期間の特別延長等について**

2020年5月16～17日に予定されておりました第9回臨床高血圧フォーラム（大阪）と2020年10月23～25日に予定されておりました第43回日本高血圧学会総会（沖縄）の開催が1年間延期となりました。高血圧指導医更新に必要な業績となり得る学術集会での発表機会が1年間なくなったことを考慮し、指導医の認定更新に関する扱いを以下の通りといたします。

1) 現在認定中の全て(*)の高血圧指導医について、その認定期間を1年間延長（計6年間）とし、認定期間終了に伴う更新手続きも本来の時期の1年後に行うこととする。

例) 2021年3月31日に認定期間終了予定の方は、本来2020年9月1日～2020年11月8日の間に更新申請書類を提出しなければなりません。認定期間終了が2022年3月31日まで延長され、更新手続きの期間も2021年9月1日～2021年11月8日へ変更となります。

*ただし、以下の指導医は次回更新に学術集会での発表等の業績は要求されないため、本特別措置の適用外とする。

- a) 専門医資格を持たない指導医で未更新の方（後記6に該当する方は除く）
- b) 専門医特例試験の合格により専門医資格を得た指導医で未更新の方

2) これに伴い、規則に定める更新に必要な業績（学術集会での発表等）は、延長後の期間に応じて有すれば良いこととする。

例) 1)の例の場合、原則として2021年9月1日～2021年11月8日の更新申請時までに高血圧に関する臨床・研究業績発表3編を有すればよいこととなります。

3) 1)に定める認定期間の1年間の延長は、2020年7月1日に会員専用サイトにあるご本人の「指導医情報」に反映させ、原則として指導医認定証の再発行は行わない。ただし、掲示などの理由により指導医認定証の再発行を希望する場合は申請によりこれに応じる。

4) 更新後の新たな認定期間は規則通り5年間とする。

例) 1)の例の場合、新たな認定期間は、2022年4月1日～2027年3月31日の5年間となります。

5) 2020年3月31日に認定期間が終了した指導医で申請により更新が1年間保留となった方も、認定期間終了日を2021年3月31日まで延長し、その後1年間の更新保留とする。

6) 2020年3月31日に認定期間が終了した指導医で第6回高血圧専門医特例試験（当初2020年7月12日実施予定）受験の条件付きで認定更新の保留が認められた方は、2020年11月29日に実施が延期となった第6回高血圧専門医特例試験の受験を条件に、そのまま更新保留とする。同試験に合格した場合は、2020年4月1日に遡り指導医の認定更新を認め、この場合認定期間は6年間（5年間＋延長1年）とする。

7) その他（認定研修施設について）

認定研修施設の更新については、特別扱いは行わない。ただし、更新審査の際、指導医の在籍については、特別措置を取った後の指導医認定期間により判断する。

8) その他（新規申請について）

指導医、認定研修施設の新規申請については通常通りとする。認定研修施設の新規申請審査の際、指導医の在籍については、特別措置を取った後の指導医認定期間により判断する。

以上

2020年6月26日

日本高血圧学会 専門医制度委員会